農地法第　　条の規定による許可後の計画変更申請書

年　　月　　日

埼玉県知事　様

（甲）〔当初事業計画者〕　　住　所
職　業
氏　名
電話番号

（乙）〔承　　継　　者〕　　住　所
職　業
氏　名
電話番号

年　　月　　日付け指令　　第　　号で　　用地として、農地法第　　条の規定による許可を受けた　　郡(市)　　町(村)大字　　字　　番地　　筆の農地　　㎡（田　　㎡・畑　　㎡）にかかる甲の事業計画を下記により甲と乙の事業計画に変更したいので承認されたく申請します。

記

１　計画変更をしようとする理由の詳細

２　（甲）の当初事業計画

1)建設計画、2)資金計画、3)取水排水計画等、4)実施状況、5)事業遂行できない理由等（農地転用　許可申請書に記載したもの）

３　（甲）の変更後の事業計画

１）　建設計画

工事計画	第１期（　年　月　～　年　月）				第　期（　年　月～　年　月）				合　　計			
	名　称	棟数	建築面積	所要面積	名　称	棟数	建築面積	所要面積	名　称	棟数	建築面積	所要面積
土地造成			㎡	㎡			㎡	㎡			㎡	㎡
建築物												

２）　資金計画

３）　取水排水計画等

4　（乙）の事業計画

1）　事業目的、当該土地を選定した理由、経緯

2）　事業計画

イ）　建設計画

工事計画	第１期（　年　月　～　年　月）				第　期（　年　月～　年　月）				合　　計			
	名　称	棟数	建築面積	所要面積	名　称	棟数	建築面積	所要面積	名　称	棟数	建築面積	所要面積
土地造成			㎡	㎡			㎡	㎡			㎡	㎡
建 築 物												

ロ）　資金計画

ハ）　取水排水計画等

ニ）　計画変更によって生ずる周辺農業の被害防除に関する施設の概要

5　変更後の転用事業が変更前の転用事業に比し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明

（添付書類）

１．　法人にあっては、定款又は寄付行為の写し及び法人登記事項証明書（甲と乙）

２．　申請に係る土地の登記事項証明書

３．　申請に係る土地の地番を表示する図面

４．　位置及び附近の状況を表示する図面（縮尺 1/50,000～1/10,000）

５．　計画変更前及び計画変更後の建設計画に関わる建物又は施設の面積、配置、施設物間の距離を表示する図面（縮尺 1/500～1/2,000）

６．　資金計画の裏付けとなる書類

ａ　金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面その他の融資を受けられることが分かる書面

ｂ　預貯金通帳、金融機関等が発行した預貯金の残高証明書その他の預貯金の残高が分かる書面（許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。）

ｃ　源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面

ｄ　青色申告書、財務諸表その他の財務の状況が分かる書面

７．　変更後の転用事業に関連して法令の定めるところにより許可・認可・関係機関の議決を要する場合において、これを了しているときはその旨を証する書面

８．　転用事業者の変更前の事業計画について関係者の同意又は意見（例えば取水、排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見）を得ている場合或いは変更後の事業計画について関係者の同意又は意見を求める必要がある場合は、当該事業計画変更についてのこれらの者の同意書又は意見書の写し（同意書又は意見書を得られない場合はその理由を記載した書面）

９．　転用事業者の変更前の事業計画について、地方公共団体が財政補助等の形で関与している場合は、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書

10.　転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合は、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書

11.　事業計画変更についての関係地元民の意向とこれに対する申請者の見解

13.　その他参考資料（許可指令書の写し等）

（本人確認に係る留意事項）

1. 申出者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

2. 上記１以外の場合（代理人が持参する場合や郵送する場合等）、申出者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち２つの写し

3. 申出者が法人の場合は、上記添付資料１の登記事項証明書等により確認します。

4. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。